



2024年4月 開設  
(令和6年)

# 品川区立出石 (いずるいし) つばさの家

(共同生活援助：グループホーム)

## 申し込みのご案内



推薦願受付期間：2024年1月17日から2月29日(区役所必着)

施設見学可能期間：2024年2月9日から2月29日(要事前申込)

### 【問い合わせ先】

品川区役所 福祉部障害者支援課 障害者相談支援担当  
〒140-8715 品川区広町2-1-36  
電話番号 03-5742-6711  
FAX番号 03-3775-2000

### 【施設見学申込先・グループホーム運営法人】

指定管理者：社会福祉法人長岡福祉協会  
〒140-0015 品川区西大井3-11-19  
見学受付電話番号 070-5027-6474

## 1. 品川区立出石つばさの家（共同生活援助：グループホーム）について

- ◆ 所在地：品川区西大井3-11-19（隣地に防災広場があります。）
- ◆ 利用定員数：共同生活援助 16名 短期入所 2名  
1階6室（男女混合ユニット、短期入所含む）  
2階12室（うち男性ユニット6室、女性ユニット6室）
- ◆ 共同生活援助（以下「グループホーム」）では、障害のある方が地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場です。主として夜間において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他日常生活上の援助を受けることができます。
- ◆ グループホームは生活の場であり、医療施設ではないことから、長期の入院加療が必要になる等、グループホームでの生活が継続できない状態になると退所していただくことがあります。

## 2. 申し込みの資格について

下記アとイ両方に該当する18歳以上（入居時点において）の方は、お申し込み可能です。

- ア：知的障害者 愛の手帳（療育手帳）を所持している方  
または  
身体障害者 身体障害者手帳を所持している方  
（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限ります。）
- イ：日中に障害者施設等への通所先がある方または就労先がある方  
（※現在、通所先・就労先は無いが、入居後はこれらの利用が見込まれる方も含む）

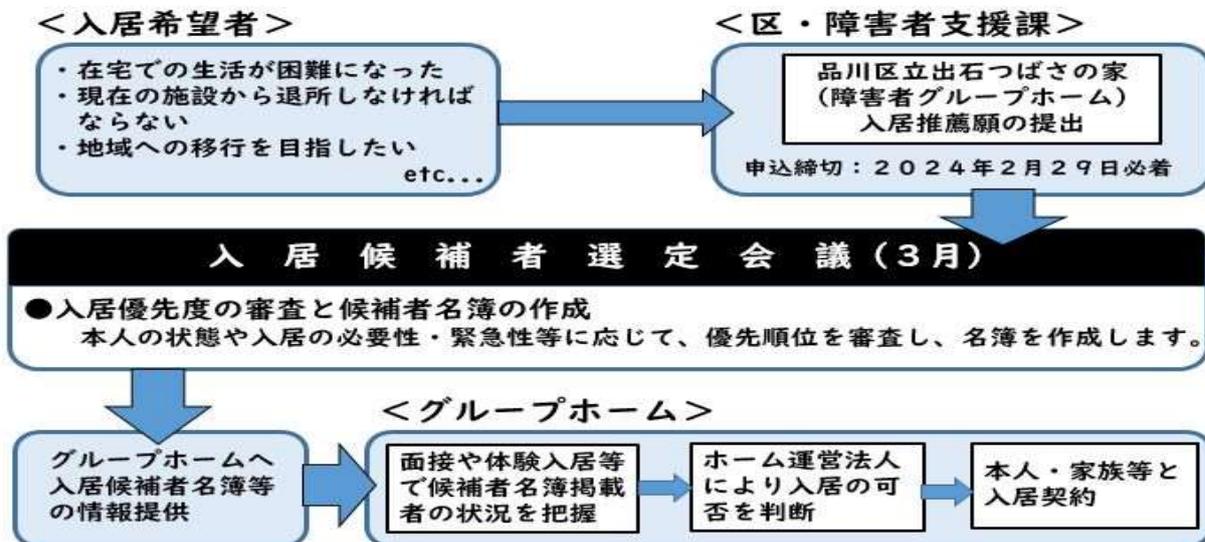
## 3. 申し込み方法について

- ◆ 区立出石つばさの家への入居を希望される方は、別に用意している「品川区立出石つばさの家（障害者グループホーム）入居推薦願」に必要な事項を記入し、添付資料と一緒に申し込みをしてください。（先着順ではありません。）
- ◆ 品川区内の相談支援事業所をご利用されている方は、ご担当の相談支援専門員に申し込みをしてください。
- ◆ サービス利用をしていない方、相談支援専門員がいない方は、区役所障害者支援課へご相談ください。
- ◆ 出石つばさの家の見学は、2024年2月9日（金）～2月29日（木）にできます。見学には事前予約が必要となります。表紙にある施設見学申込先にお電話ください。
- ◆ 見学予約の受付は、2024年1月17日（水）午前10時から可能です。電話受付対応時間は、月曜～金曜（祝日を除く）の午前10時～午後7時です。
- ◆ 推薦願の提出期限は、2024年2月29日（木）午後5時までに区役所障害者支援課必着となります。郵送で提出する場合には、郵便事故防止のため、配達記録が残る郵便でお願いします。

#### 4. 区立出石つばさの家への入居に向けた流れについて

ご提出いただいた推薦願の内容を確認させていただき、品川区で、「入居候補者選定会議」を行い、推薦名簿を作成します。入居順位区分の高い方から順に面接や体験利用のご案内をいたします。

※区では入居候補者選定会議において入居優先度について審査しますが、入居可否の判断は、グループホーム運営法人となります。



#### 5. 区立出石つばさの家入居調整指数について

区立出石つばさの家への入居については、申込先着順ではありません。申込締切日までに提出していただいた推薦願をもとに下記の調整指数を合算します。その結果を含めて入居候補者選定会議にて審査し、作成した推薦名簿をグループホーム運営法人へ提供します。

	要件	該当項目	調整指数
1	申込資格 (障害者手帳有無)	愛の手帳(療育手帳)所持	+3
		身体障害者手帳所持	+2
		精神障害者保健福祉手帳所持	0
		障害者手帳なし	0
2	障害支援区分	障害支援区分4から6	+2
		障害支援区分1から3	+1
		障害支援区分なし	0
3	品川区への 住民登録期間※1	区への住民登録歴10年以上	+3
		区への住民登録歴5年以上	+2
		区への住民登録歴1年以上	+1
		区への住民登録なし～1年未満	0
4	家族等の状況	単身者または成年後見人がいる	+1
		両親ともに75歳以上である	+1
		両親の片方が不在(死別・離別含む)	+1
		主介護者が18歳未満である	+1
		該当項目なし	0
5	その他	上記以外に調整が必要と認められた内容(本人への虐待など)	+1

※1:品川区発行受給者証で区外施設利用中の方は、区の住民登録歴とし、みなし換算します。

※2:各項目の内容は、入居推薦願提出日を基準日として判断します。

※3:1から5については、該当項目が複数ある場合でも、一番高い調整指数を採用します。

※4:品川区の住民登録期間は、基準日からの前歴で通算した期間とします。

## 6. 区立出石つばさの家への入居について

### ①申し込み後は・・・

- ◆ 区は、入居候補者選定会議において審査した内容をもとに名簿を作成します。作成した名簿は、グループホーム運営法人と共有します。名簿の有効期間は、2025年3月末までとなります。
- ◆ 2024年3月末までを目安に推薦願表面の審査結果送付先へ、調整指数合計点数と入居順位区分を記載したお知らせを郵送します。推薦願にある審査結果送付先を必ずご確認ください。なお、この通知は入居の可否をお知らせするものではありません。
- ◆ お知らせ到着以降に入居順位区分の高い方から順にグループホーム運営法人から入居希望者・ご家族等との面接および体験利用をご案内する電話連絡が入ります。

・入居順位区分 区分A：2024年4月末までに面接・体験利用の案内がある順位  
区分B：区分Aの方に申込取り下げや入居辞退があった場合に、  
面接・体験利用の案内がある可能性がある順位  
区分C：今回の申込で面接・体験利用案内の可能性が低い順位

### ②入居に向けて・・・

- ◆ 入居希望者・ご家族等との面接の後、グループホーム運営法人は入居の可否を判断します。
- ◆ グループホームでの受入が可能となり、入居希望者・ご家族等が入居に合意されると、グループホーム運営法人と入居契約を締結していただき、入居となります。
- ◆ 共同生活援助（体験利用）の受給者証をお持ちでない方は、相談支援事業所の担当相談員または、区役所障害者支援課障害者相談支援担当へお問い合わせください。

## 7. 留意事項

- ◆ グループホームは共同生活の場であり、医療施設ではないことから、入院を必要とする病状や特定の医療行為、集団生活に支障がある等の特別な対応が必要な方は、入居順位区分が高くても入居が難しいことがあります。  
(※詳しくは、グループホーム運営法人にご確認ください。)
- ◆ 障害者の方にとって、急な環境の変化は思わぬご負担となることもあります。グループホームでの生活をご理解いただき、スムーズに入居するためにも、体験利用をお勧めします。
- ◆ 都合により、入居推薦願の取り下げや入居を辞退する場合は、速やかに相談支援事業所の担当相談員または、区役所障害者支援課障害者相談支援担当へご連絡ください。

## 8. 利用料金の目安（1ヶ月分）

下表の  $A + B + C + D = 1$  月利用料金の目安（詳しくはグループホームにご確認ください）

A 施設支援支給対象 サービス利用者負担額	B 食費	C 家賃	D その他
受給者証に記載された 負担上限月額	24,000円	30,000円	光熱水費、日用品費 行事参加費等は 別途、実費負担

※C家賃については、区民税非課税世帯の方を対象とした減額制度があります。